

公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時	自 午後 1 時 1 5 分 令和 8 年 5 月 2 7 日 (水) 至 午後 4 時 0 5 分
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公 安 委 員 野村委員長 弘永委員 今村委員

第 1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 山口県警察音楽隊の活動状況

警務部長から、

山口県警察音楽隊は、昭和 2 3 年 8 月 5 日に全国で 6 番目に創設され、県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、地域安全や交通安全に関する行事など警察広報の最前線で活躍を展開している。

(1) 体制 (R 8. 4. 1 現在)

隊長 (広報官) 以下 2 5 人 (平均年齢 4 2 歳)

- ・ 警察官 1 2 人 (内訳：男性 1 0 人、女性 2 人)
- ・ 職員 1 3 人 (内訳：男性 2 人、女性 6 人、会計年度任用職員 5 人)

(2) 活動状況

ア 派遣状況

○ 過去 5 年間の派遣状況 (年中)

令和 3 年 (コロナ禍のため減少) 2 2 件、聴衆人員 3, 6 2 1 人

令和 7 年 9 2 件、聴衆人員 5 1, 1 1 4 人

※ 警察が主催する演奏会

- ・ R 7. 2. 8 (土)「第 3 6 回定期演奏会」
山口市民会館：聴衆人員 1, 2 0 0 人
- ・ R 7. 6. 8 (日)「ビッグシェルの演奏会」
維新百年記念公園野外音楽堂：聴衆人員 4 5 0 人
- ・ 学校訪問コンサート (年中)
R 6、R 7 各 9 件

イ 活動内容

- 犯罪抑止対策・交通事故防止対策に向けた情報発信活動
- 警察に対する親近感の醸成及び理解と協力を得るための広報活動
- 警察官・警察職員の採用募集活動 (音楽隊員を含む)

(3) 反響

来場者からは、交通事故や犯罪被害は他人事と思っていたが、自分にも起こり得

ることを認識できた。今後、十分気を付けたい。など、好意的な感想が多数寄せられている。

(4) 今後の方針

- SNS等を利用した効果的な広報活動の実施
- 警察官（警察職員）採用試験対象年齢層を含む新規来場者の獲得

旨の説明があった。

今村委員から、「音楽隊のショーは飽きることなく、次々と楽しい演出が繰り広げられ、とても楽しい気分になる素晴らしいものである。今後も頑張っていたきたい。音楽隊を目指して警察に入ることは可能なのか。」旨の発言があり、警務部長から「志望動機としては問題ない。警察官又は警察職員として採用後、音楽隊との兼務となるため、通常業務と音楽隊活動を両立してもらうこととなる。」旨の説明があった。また今村委員から、「楽器のメンテナンスは自分専用の楽器であれば、各自で行うのか。」旨の質問があり、警務部長から、「互助会等の予算で一部対応しているところもあるが、細かなメンテナンスについては各自で行っている。」旨の説明があった。これに対し今村委員から、「メンテナンスへの支援もあるとよい。」旨の発言があった。さらに、今村委員から「戦後間もない時期に音楽隊が発足しているが、これは音楽を通じて人々をつなぐかけ橋として発足したのか。」旨の質問があり、警務部長から、「そのとおりである。戦後の暗い世相の中、人々を少しでも力づけようとの趣旨から、大阪府警で発足し、その後、各都道府県へと広がっていった。」旨の説明があった。

弘永委員から、「音楽隊員が25人と聞き、意外に少ないと感じた。また、平均年齢が42歳とのことで、こちら想像より高いと感じた。毎年演奏を聴く機会があるが、大変良い催しであると思う。音楽隊は情報発信や広報活動を担うという観点でいうと、若年層や音楽に親しんでいる人たちを中心に来場してもらえると、より効果的であると思う。そのためには広報の方法にも工夫が必要である。」旨の意見があった。さらに、「演奏会を見ていて心が和むのは、カラーガードが最後に警察官になろうと呼び掛けていることであり、とても好感が持てる。引き続き頑張っていたきたい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「本日の視察先において、市長がトランペットを趣味としており、これまで音楽隊とセッションした経験があるとの話を聞き、改めて音楽に親しんでいる人は多いのだと感じた。そのような著名人や地域で活躍している方々と連携した取組も効果的ではないかと思う。山口県は、音楽ユニットYOASOBIのコンポーザーであるAyaseを輩出している。音楽隊には、今後も様々な工夫を凝らしながら活動を続けていただきたい。」旨の発言があった。

2 「山口県警察犯罪被害者等支援基本計画」の策定

警務部長から、

第5次犯罪被害者等基本計画の策定を受け、県警察における犯罪被害者等施策を計画的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容等を示した基本計画を策定するもの。

(1) 計画期間

令和13年3月31日までの5年間

(2) 具体的施策

ア 損害回復・経済的支援への取組（12項目）

- 犯罪被害者等の損害回復に関する施策
 - ・ 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

- ・ 被害金の振込先口座の凍結依頼の確実な実施等 等
- 犯罪被害者等の経済的支援等に関する施策
 - ・ 公費負担制度の充実した運用
 - ・ 犯罪被害者等も利用可能な社会保障等の制度の活用促進 等
- 雇用の安定に関する施策
 - ・ 事業主に対する理解増進 等
- イ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（１２項目）
 - 精神的・身体的被害からの回復に関する施策
 - ・ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実 等
 - 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策
 - ・ 犯罪被害者等と接する職員等に対するトラウマインフォームド（トラウマとその影響について知識をもって関わること。）教育等の促進
 - ・ 研修の充実等 等
 - 再被害の防止等の安全確保に関する施策
 - ・ 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等
 - ・ 人身安全関連事案への対策
 - ・ 犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮
- ウ 刑事手続への関与拡充の取組（８項目）
 - 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策
 - ・ 被害の届出や相談に対する適切な対応
 - ・ 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進
 - ・ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等
 - ・ 司法解剖等における遺族の心情への配慮等 等
- エ 支援等のための体制整備への取組（２３項目）
 - 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策
 - ・ 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進
 - ・ 指定被害者支援要員制度の活用
 - ・ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進 等
 - 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策
 - ・ 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施
 - ・ 関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 等
 - 民間の団体による活動への援助に関する施策
 - ・ 犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等 等
 - 人材育成に関する施策
 - ・ 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成、意識の向上及び連携強化 等
- オ 県民の理解の増進と配慮・協力への取組（１０項目）
 - 学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策
 - ・ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等
 - 県民に向けた広報啓発に関する施策
 - ・ 各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発の実施（犯罪被害者月間等）
 - ・ 県民の参加を促す広報啓発活動
 - ・ 広報啓発手法や媒体の多様化
 - ・ 犯罪被害者等に関する情報の保護
 - ・ 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進 等

旨の説明があった。

今村委員から、「今回の計画についてよく理解することができた。特に犯罪被害者等も利用できる社会保障等の制度の活用促進は非常に重要であると感じた。社会保障制度は複雑化しており、制度改正も頻繁に行われるため、全てを把握することは容易ではない。また警察だけで対応できる問題ではないことから、関係機関が連携し、ワンストップで支援につなげることが重要である。二次的被害の防止についても関係者が最低限知識を持つことが重要であり、トラウマインフォームドケアの考え方は、これからの時代において重要な視点であると感じた。」旨の発言があった。さらに、「被害者手帳は全員に交付するものなのか。被害を思い出したくないとの理由で、当初は手帳を希望しない人もいると思う。またその後、必要になった場合には臨機応変に対応するのか。」旨の質問があった。警務部長から、「被害者手帳については、被害者の状況や意向に応じて対応する予定としている。当初は被害の事実を受け入れられず、交付を希望しない場合もあることから、二次的被害を生じさせないよう被害者の状況を丁寧に見極めながら必要に応じて臨機応変に対応する予定としている。」旨の説明があった。

弘永委員から、「先日、地域の総会が開催され、長府警察署長に講演をしていただいた。講演テーマは匿名・流動型犯罪グループ関連、交通安全及び被害者支援であり、まさに本日の議題に関係する内容であった。特に光母子殺害事件の話もあり、受講者の心に深く響いたのではないかと思います。この機会に、犯罪被害者支援センターのパンフレットを配布することとし、100部を準備してもらった。どの程度の反響があるかわからないが、まずはやってみなければ分からない。しっかりと広報していきたい。今回のように機会を捉えて積極的に広報していくことが重要である。」旨の発言があり、警務部長から、「現在NTT西日本をはじめ、様々な企業が被害者支援自動販売機の設置などご協力をいただいている。今後も被害者支援について広く周知するよう、積極的な広報に取り組んでまいりたい。ご協力に感謝申し上げます。」旨の説明があった。

野村委員長から、「犯罪被害は災害と同様に誰もが巻き込まれる可能性があるものであり、一人一人がそのことを意識しておく必要がある。今回、関係機関の連携の重要性を改めて感じた。」旨の発言があった。

3 街頭防犯カメラ設置補助金交付事業

生活安全部長から、

街頭防犯カメラ設置補助金交付事業の好事例について説明する。

(1) 過去実績

ア 予算額及び設置数

○ 令和5年度：1,025万円（残予算：2万7千円）

32団体、47台設置

○ 令和7年度：1,025万円（残予算：8千円）

27団体、52台設置

イ 設置状況

小串署を除く全署で設置済み

ウ 設置例（令和7年度設置）

駅や公園付近等、犯罪抑止や地域住民の安心感向上の効果が期待できる場所に設置

- ・ 防府市栄町自治会
- ・ 下関市唐戸商店会 等

エ 効果事例

- 商店街での窃盗事件の犯人検挙につながった【宇部署】
- 当て逃げ事件の解決につながった【萩署】
- 放置された物が不審物でないことが分かった【下松署】

(2) 令和8年度事業概要

- ア 事業費 1, 125万円（地方創生臨時交付金）
補助率：1台につき4分の3以内（上限25万円）
- イ 補助対象 防犯カメラの購入費用及び設置費用
- ウ 機器の基準 画素数、録画日数等の基準を設定

(3) 申請からの流れ

- ア 申請期間
令和8年4月15日～8月31日
- イ 申請手続
 - 申請受理
 - 書類審査、現地調査、機器審査
 - 補助金交付決定
 - 防犯カメラ設置工事
 - 交付額決定
 - 補助金の支払い

(4) 申請等状況（5月22日現在）

- 申請受理 3件
- 事前相談 23団体 43台
 - ・ 現場確認済 11団体 22台
- その他問合せ 10件

旨の説明があった。

今村委員から、「防犯カメラについては、ニュース等でも取り上げられており、その効果を体感的に実感している人は多いと思う。今が設置を進めるチャンスではないかと感じている。当初は設置後のメンテナンス費用を心配する声もあったと思うが、最近の状況はどうか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「事前相談の段階で、具体的なランニングコスト等についても説明しており、理解を得ながら進めている。」旨の説明があった。さらに今村委員から、「警察が設置を望む場所と自治体等が設置を希望する場所では異なる場合もあるが、どのような調整の工夫をしているか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「県全域の状況を踏まえ、最も効果的と考えられる場所を示しながら説明を行っている。必要に応じて防犯設備士協会とも連携し、助言を受けながら選定を進めている。」旨の説明があった。

弘永委員から、「防犯カメラの効果については、県民にも十分に理解されていると思う。設置場所についても、警察からここが効果的である、との説明があれば、納得を得られるのではないかと感じている。また防犯カメラの設置は非常に重要な取組であることから、本事業ができるだけ長く継続されることを期待している。」旨の発言があった。

野村委員長から、「防犯カメラの効果については十分理解されていると思う。あとは費用面の問題があるが、引き続きよろしく願いたい。」旨の発言があった。

4 白線の設置間隔を拡大した横断歩道における横断体験会の実施

交通部長から、

令和8年3月27日、県内初となる白線の設置間隔を拡大した横断歩道が済生会

病院前交差点（山口市）に設置されたことに伴い、視覚障害者等を対象とした横断体験会を実施し、関係者から意見を聴取したもの。

(1) 日時・場所等

- 日 時：令和8年5月11日（月）午前10時から11時までの間
- 場 所：山口市緑町 済生会病院前交差点
- 対象者：山口市視覚障害者協会・山口県盲人福祉協会の関係者約15名

(2) 導入効果及び横断体験会の実施

ア 導入効果

- 車の轍を避けて白線を配置することで摩耗機会が減少し、耐久性が向上
- 白線の更新期間延長による補修費用の合理化と効率的な補修の実現

イ 横断体験会

- 参加者からは、「白線の間隔は、全く気にならなかった。」や「音響式信号機やエスコートゾーンがあり、迷わず横断できた。」等の反響を得た

ウ 今後の方針

道路管理者と連携し、道路改良の時期をとらえて、幅広横断歩道の設置を検討するなど、広く県民の理解を得ながら導入を推進

旨の説明があった。

今村委員から、「音響式信号機及びエスコートゾーンが設置されている横断歩道のうち、白線の設置間隔を拡大した横断歩道として整備可能な箇所は、県内にどの程度あるのか。」旨の質問があり、交通部長から、「県内約8千か所の横断歩道のうち、音響式信号機及びエスコートゾーンの両方が設置されている箇所は110か所である。今後、整備の必要性や時機を見極めながら対応していきたい。」旨の説明があった。

弘永委員から、「良い取組であると思う。横断歩道については、白線の間隔が多少広くなったとしても、薄く見えにくい状態より、はっきりと視認できる状態の方が望ましいと考える。現在は、ナフサ不足の影響により塗料の入手が難しい状況にあるので、資材の確保状況を踏まえながら進めていただければと思う。引き続きよろしく願いたい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「資料の写真は晴天時の状況であるが、雨天時や曇天時、夜間における見え方についても同様なのか。」旨の質問があり、交通部長から、「夜間について、設置場所の状況にもよるが、音響式信号機については午後7時以降運用を停止する箇所もある。運用時間中においては、現時点では大きな差はないと考えている。今後、幅広横断歩道を設置する際には、公安委員会の意見も参考にしながら対応していきたい。」旨の発言があった。さらに野村委員長から、「長期的に継続するのであれば、その効果についても検証していただきたい。」旨の発言があった。

5 第二機動隊の練度向上に向けた訓練の推進状況

警備部長から、

本年度から第三機動隊を廃止するとともに第二機動隊の体制の見直しを行った。有事の際に警備部隊の中核となる第二機動隊の更なる練度向上が必須である。

(1) 訓練状況

ア 第二機動隊集合訓練の実施（4／21、警察学校）

- 県内の警備事象に備え、公安捜査隊との合同治安警備訓練を実施して部隊の連携を確認
- 全国植樹祭に伴う行幸啓愛媛県特別派遣を見据え、歓送迎者の整理誘導等の沿道警衛訓練を実施

イ 各警察署における基本訓練の実施

○ 新年度に入り、第二機動隊員に対する基本訓練（治安警備、災害警備等）を各警察署において実施

○ 第二機動隊員として習得すべき訓練項目を示すとともに、必要に応じて本部から指導員を派遣するなどフォローアップ体制を確立

(2) 出動状況（全国植樹祭に伴う行幸啓愛媛県特別派遣）

○ 5／14～5／18までの間、当県から第二機動隊を特別派遣

○ 松山市において、歓送迎者の整理誘導等の沿道警衛に従事

○ 想定を超える歓送迎者の参集であったが、訓練の成果を発揮して任務を完遂

(3) 今後の方針

○ 県内の警備事象や災害の発生に備えた実戦的訓練による部隊練度向上

○ 各種警備実施における積極的な部隊運用

旨の説明があった。

今村委員から、「こうした分野は、訓練が特に重要な領域であると思う。平成27年度以降、大規模な警衛警備の機会がなかったとのことであるが、今回の派遣は隊員にとって大変有意義であり、実が引き締まる良い機会になったと思う。派遣から帰隊した隊員から、印象的な感想等はあったか。」旨の発言があり、警備部長から、「今回は県下の第二機動隊員のうち、管区機動隊経験者などを派遣した。帰隊後には、以前の出動時の感覚を思い出した、などの感想が聞かれた。今後も訓練を推進し、練度向上に努めていきたい。」旨の説明があった。

弘永委員から、「暑い日や寒い日、雨天時など厳しい環境下での活動もあると思うが、日頃の訓練の積み重ねが県民の安全・安心につながるものと考えます。ご苦労も多いと思うが、引き続きよろしく願います。」旨の発言があった。

野村委員長から、「現場対応に加え、沿道の歓送迎者に対する広報活動も実施するなど工夫して取り組まれたことは評価できる。今回得られた経験や知見を共有し、今後の活動に生かしていただきたい。引き続きよろしく願います。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理官から、本日の出席者4名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における陳述内容について説明を受けて審議のうえ、3名を量定どおり処分決定し、1名を処分なしとした。そのほか意見の聴取等欠席者7名の処分を決定し、1名を再呼び出しとした。

(2) 苦情申出の受理（2件）

公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた2件の苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。

(3) 警察署協議会委員の辞職の承認及び選考

公安委員会事務官から、警察署協議会委員の辞職及び選考について説明を受け、決裁した。

(4) 審査請求に係る山口県情報公開・個人情報保護審査会への諮問

警察県民課長から、令和8年3月25日に受理の報告を受けた審査請求について、

山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問する旨の説明を受け、決裁した。

(5) 審査請求の受理

交通指導課長から、令和8年5月20日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理官から、4月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、4月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、報告を受けた。

(2) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、4月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(3) 監察関係業務報告

監察官から、監察案件について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。